

# 除雪作業でも労働安全衛生法で定める運転資格が必要です



労働安全衛生法では、機体重量が3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転業務に労働者を就かせる場合は、法令で定める資格を有した者でなければならないとされています(労働安全衛生法第61条)。

除雪で使用される、トラクター・ショベル(四輪駆動)は、これに該当します。

ただし、機体重量が3トン未満の車両系建設機械は、労働安全衛生法で定める、特別教育を修了した者も作業に就くことができます(労働安全衛生法第59条)。

労働安全衛生法で定める資格は、次のようになっています。

・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者

・建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者( 厚生労働大臣が定める者を除く )

・職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く)を修了した者

「厚生労働大臣が定める者」の部分

建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実施試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者

・その他、運転できる資格に、能開法第27条第1項に定める訓練修了者など、訓練の種類などにより該当するものがあります。



詳しくは北海道労働局安全課又は労働基準監督署(支署)へお問い合わせください

# 労働安全衛生法 Q & A

Q 会社の駐車場の除雪を労働者に行わせる場合は資格が必要ですか  
A 会社として労働者に行わせる場合には資格が必要です

Q 冬場だけ建設機械を借りて除雪するだけでも資格は必要ですか  
A 業として行う場合は運転期間にかかわらず資格が必要です

Q 機体重量はどこを見るとわかりますか  
A タイヤショベルには運転者の見やすい位置に機体重量を表示することが義務付けられていますので、銘板等の表示をご覧ください

Q 大型特殊免許で除雪作業はできますか  
A 作業をする場合は労働安全衛生法で定める資格を有していなければなりません

Q 技能講習を受ける場合はどこに問い合わせればよいのですか  
A 北海道内で技能講習を実施しているところは、北海道労働局のホームページに掲載していますが、講習の日程や受講料金等を実施しているところのホームページなどをご覧ください

Q 技能講習の修了証をもっていれば機体重量 3 トン未満でも運転できますか  
A 技能講習修了証は機体重量に関係なく運転業務に就けます

Q 建設機械施工技術検定による運転資格がありますが、法令によると運転する時には資格を携帯する義務がありますが、コピーでもよいですか  
A 資格を証するものは原本を携帯する必要があります

Q 無資格で運転すると罰則はありますか  
A 罰則規定はありますが、資格取得を優先してください

**除雪作業での労働災害も発生しています。建設機械の点検整備と有資格者の配置、作業内容に合わせた作業計画の作成、作業範囲内への立入禁止措置などを実施して、除雪の労働災害を防止しましょう！**